

居宅介護支援事業所つつじの園

重要事項(抜粋)令和6年9月1日現在

1. 概要

(1) 施設の名称及び所在地等

| | |
|-------------|---------------------------|
| 事業所名 | 居宅介護支援事業所つつじの園 |
| 所在地 | 〒350-1335 埼玉県狭山市柏原1185番地6 |
| 介護保険指定番号 | 居宅介護支援(埼玉県 1172700070 号) |
| サービスを提供する地域 | 狭山市・入間市・所沢市 |

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 施設の職員体制

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 合計 | 業務内容 |
|---------|---------|-----|----|----------|
| 施設長 | 1(兼務) | | 1 | 一元管理全般 |
| 管理者 | 1(兼務) | | 1 | 管理全般 |
| 介護支援専門員 | 3(1名兼務) | | 3 | ケアプラン管理等 |

(3) サービス利用時間及び休日

| | |
|--------|--------------------------------|
| 平日・祝日 | 8時30分から17時30分 |
| 休日 | 土・日・年末年始(12/29~1/3) |
| 緊急電話番号 | 090-4837-6545 090-3080-6938 |

2. 利用料金

法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦サービスの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

① 基本料金(～45件未満) 居宅介護支援(ケアプラン作成料) (6級地 10.42)

| 介護度 | 利用料金(月) | 単位数 |
|-----------|----------|-------|
| 要介護 1.2 | 11,316 円 | 1,086 |
| 要介護 3.4.5 | 14,702 円 | 1,411 |

(45件以上～60件未満) →45 件以上 60 件未満の部分のみ適用

| 介護度 | 利用料金(月) | 単位数 |
|-----------|---------|-----|
| 要介護 1.2 | 5,668 円 | 544 |
| 要介護 3.4.5 | 7,335 円 | 704 |

(60 件以上) →60 件以上の部分のみ適用

| 介護度 | 利用料金(月) | 単位数 |
|-----------|---------|-----|
| 要介護 1.2 | 3,396 円 | 326 |
| 要介護 3.4.5 | 4,397 円 | 422 |

②加算料金

| | | |
|-----------------|---------|------|
| 初回加算 | 3,126円 | 300 |
| 通院時情報連携加算 | 521円 | 50 |
| 入院時情報連携加算Ⅰ | 2,084円 | 250 |
| 入院時情報連携加算Ⅱ | 1,042円 | 200 |
| 退院・退所加算 | 4,689円～ | 450～ |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,084円 | 200 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 4,168円 | 400 |
| 特定事業所加算Ⅱ | 4,386円 | 421 |

③交通費

サービスを提供する地域(狭山市・入間市・所沢市)にお住まいの方は、無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収致します。

- 一 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ未満 500円
- 二 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロ以上 1,000円

3. 秘密の保持

(1)従業者に業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。

(2)利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用い

ません。また利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者のご家族の個人情報を用い

ません。(3)利用者又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の未然防止、早期発見に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

| | |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 原口 尚子 |
|-------------|-----------|

(2) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止・虐待の早期発見に取り組んでいます。

(3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

5.(業務継続計画の策定等)

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(1) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しています。

(2) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を実施しています。

6.サービスについての相談・要望・苦情窓口

①当園が提供するサービスについての相談・要望・苦情担当窓口

| | | |
|--------|---------------------|-------|
| 担当者名 : | 管理者 | 原口 尚子 |
| 責任者名 : | 施設長 | 小林 健一 |
| 電話番号 : | 04-2955-7700 | |
| 受付時間 : | 月曜日から金曜日 9:00~17:30 | |

②当施設以外に市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会、第三者委員等に苦情を伝えることができます。

I. 狭山市健康推進部 介護保険課 電話番号 04(2953)1111(代表)

II. 日高市介護福祉課 電話番号 042(989)2111(代表)

III. 飯能市介護福祉課 電話番号 042(973)2111(代表)

IV. 埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048(824)2568(専用)

V. 第三者委員 半貫 文男 電話番号 04(2952)2705

奥野 由恵 電話番号 04(2952)7067

特別養護老人ホームむさしの園 電話番号 04(2956)7770